

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成25年12月現在、衆議院8.1%、参議院16.1%。
- 国家公務員の管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるが、平成25年度で3.0%となお低水準。なお、採用者に占める女性の割合は25年度では、全体として26.8%と増加、総合職試験等事務系区分は27.3%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は3年ぶりに上昇し、平成25年では34.1%。女性の専門委員等の割合は増加傾向で、20.1%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 平成25年の地方議会における女性議員の割合は、特別区議会が最も高く25.9%、政令指定都市の市議会は16.5%、市議会全体は13.1%。25年12月現在、全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロ。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるがなお低く、平成25年では都道府県6.8%、政令指定都市11.3%、市区12.4%、町村11.4%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は増加傾向にあり、平成25年では都道府県34.5%、政令指定都市33.3%、市区27.9%、町村23.8%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加、平成25年では裁判官18.2%、検察官14.9%、弁護士17.7%。
- 平成25年度の新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会の女性従業員割合は、それぞれ15.3%、21.0%、14.7%と、全体としては徐々に進展。
- 2013（平成25）年の我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は136か国中105位（2012（平成24）年のジェンダー不平等指数（GII）は148か国中21位）。

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性割合）

国会議員に占める女性割合について、その推移を見ると、衆議院総選挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加したが、衆議院・下院の女性議員割合は25年12月現在8.1%（39人）であり、国際比較すると、188か国中158位（平成25年10月現在）となっている。

また、参議院においては、昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあるが、平成25年12月現在では16.1%（39人）と前年度から減少している。

（候補者、当選者に占める女性割合）

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性割合について見ると、昭和61年以来、平成15年11月執行の総選挙を除いて、共に着実に増加していたが、24年12月執行の第46回総選挙では、候補者に占める女性割合は15.0%と前回に比べ1.7ポイント減少し、当選者に占める女性割合も7.9%と前回

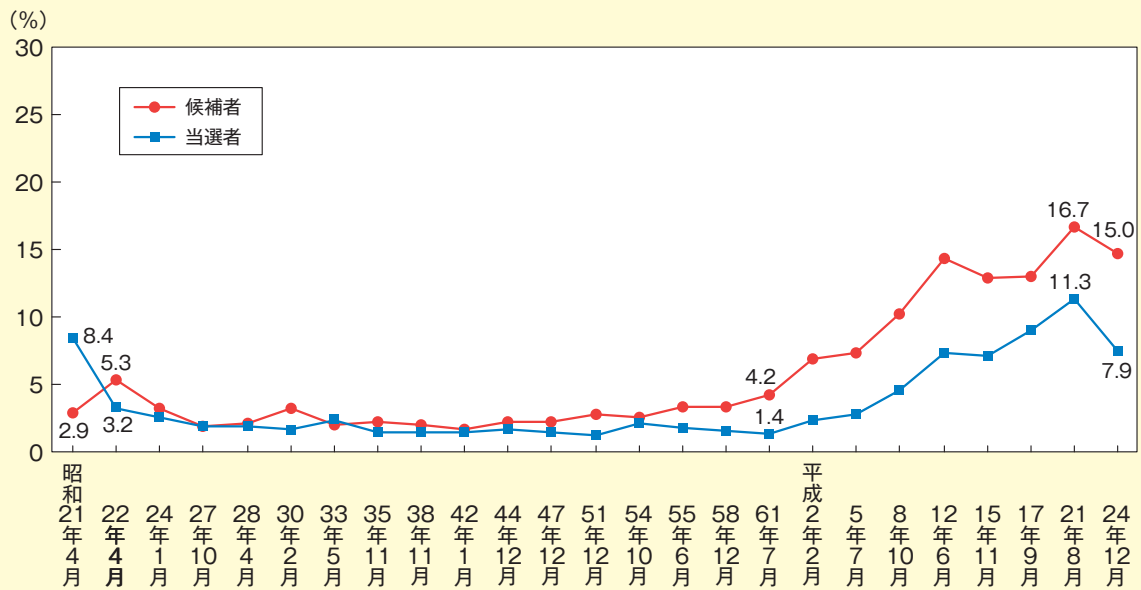
に比べて3.4ポイント減少した（I-1-1図）。

また、参議院議員通常選挙では、候補者に占める女性割合は長期的に見ると増加傾向にある。直近の平成25年7月執行の通常選挙では24.2%と、前回22.9%から1.3ポイント上昇した。当選者に占める女性割合は22年7月執行の通常選挙では14.0%であったが、25年7月執行の通常選挙では18.2%となり、前回から大きく増加した（I-1-2図）。

（国家公務員採用者に占める女性割合）

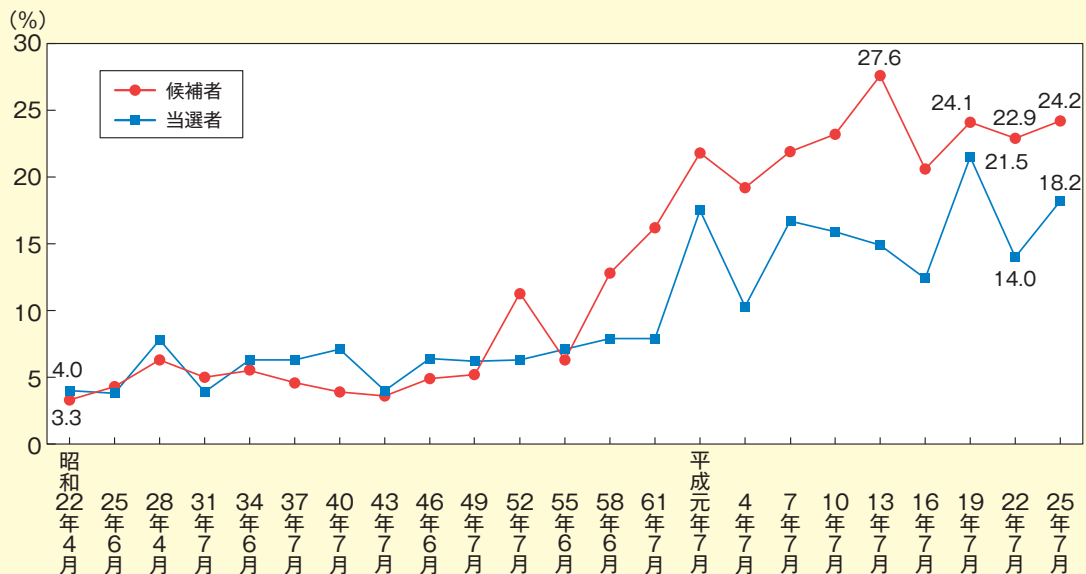
総務省・人事院「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」（平成25年）によると、平成25年度の国家公務員採用試験全体からの採用者に占める女性の割合は、26.8%である。また、総合職試験等（国家公務員採用総合職及びI種試験、防衛省職員採用I種試験をいう。）からの採用者に占める女性の割合は24.6%となっている。このうち事務系区分

I-1-1図 衆議院議員総選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移



（備考）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

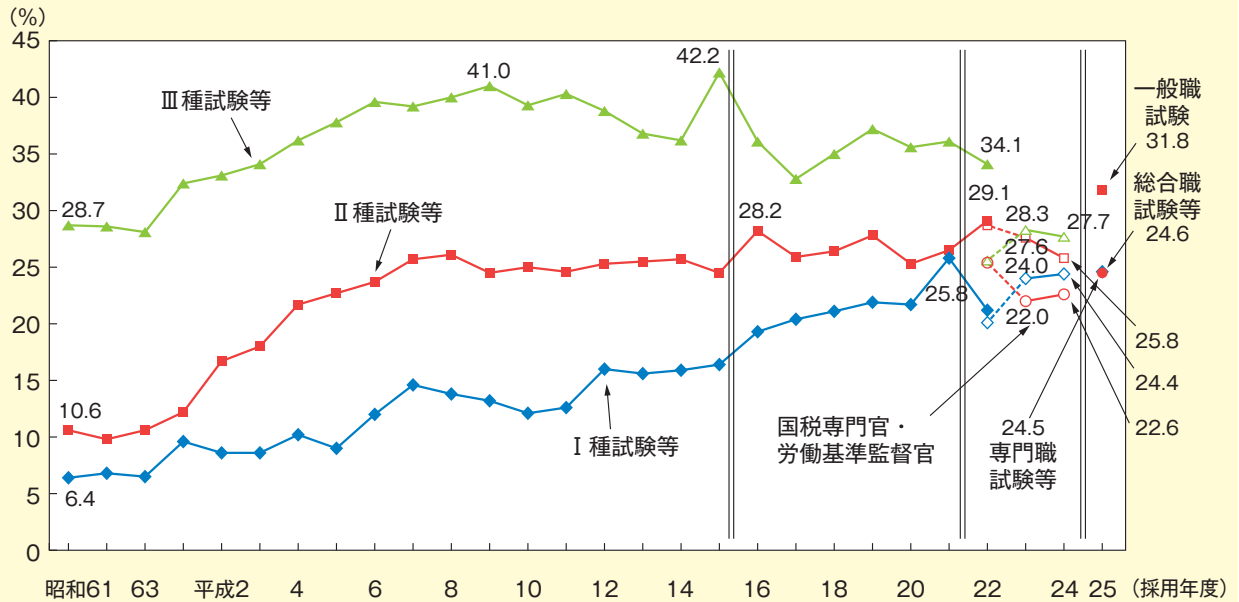
I-1-2図 参議院議員通常選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移



（備考）総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

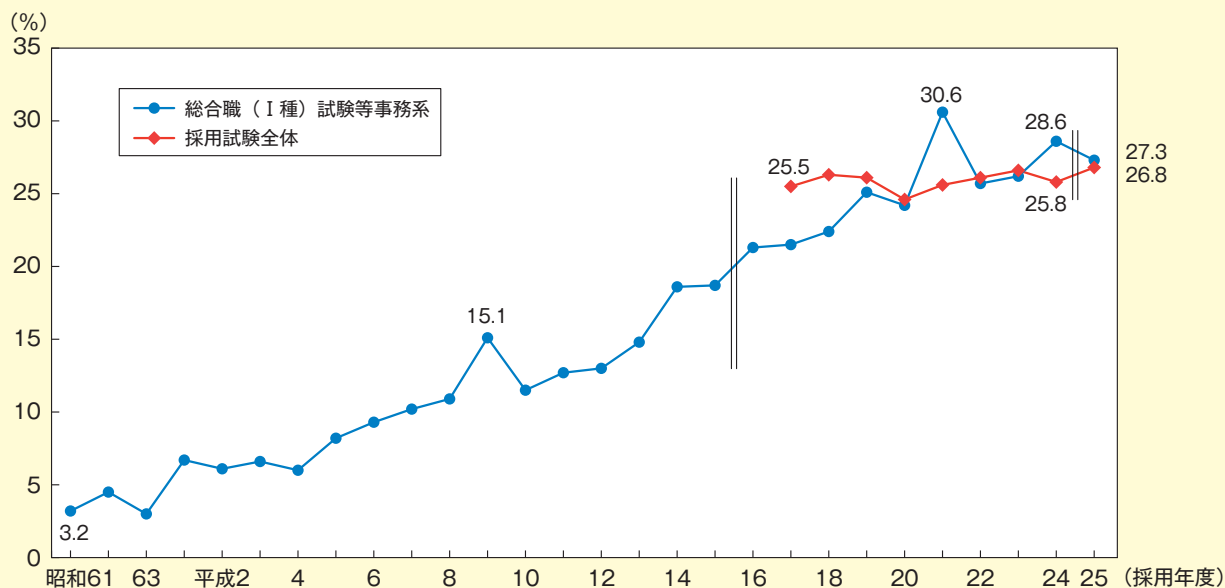
については、女性の割合が27.3%となっている（I-1-3図、I-1-4図）。

I-1-3図 国家公務員採用者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成15年以前は、人事院資料より作成。国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
 2. 平成16年から24年は、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より、25年は総務省・人事院「女性国家公務員の採用状況フォローアップ」より作成。

I-1-4 図 国家公務員採用試験全体及び総合職（I種）試験等事務系区分の採用者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成15年度以前は人事院資料より作成。国家公務員採用I種試験の事務系区分に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
2. 平成16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。

(参考：平成25年度府省別国家公務員採用試験採用者)

	総合職等										採用試験全体				
	総 数					うち事務系区分					総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)					
内閣官房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1	3	25.0	75.0
内閣法制局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	0.0	100.0
内閣府	9	3	6	33.3	66.7	8	3	5	37.5	62.5	23	10	13	43.5	56.5
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	1	4	20.0	80.0
公正取引委員会	3	0	3	0.0	100.0	3	0	3	0.0	100.0	17	4	13	23.5	76.5
国家公安委員会(警察庁)	19	6	13	31.6	68.4	14	4	10	28.6	71.4	110	18	92	16.4	83.6
金融庁	10	5	5	50.0	50.0	10	5	5	50.0	50.0	16	8	8	50.0	50.0
消費者庁	1	1	0	100.0	0.0	1	1	0	100.0	0.0	1	1	0	100.0	0.0
総務省	41	6	35	14.6	85.4	31	5	26	16.1	83.9	97	22	75	22.7	77.3
法務省	33	17	16	51.5	48.5	17	6	11	35.3	64.7	1,111	284	827	25.6	74.4
外務省	20	6	14	30.0	70.0	17	5	12	29.4	70.6	70	30	40	42.9	57.1
財務省	38	5	33	13.2	86.8	36	5	31	13.9	86.1	965	287	678	29.7	70.3
文部科学省	25	11	14	44.0	56.0	16	9	7	56.3	43.8	42	17	25	40.5	59.5
厚生労働省	31	10	21	32.3	67.7	20	7	13	35.0	65.0	209	65	144	31.1	68.9
農林水産省	51	18	33	35.3	64.7	12	4	8	33.3	66.7	102	35	67	34.3	65.7
経済産業省	58	11	47	19.0	81.0	25	7	18	28.0	72.0	116	33	83	28.4	71.6
国土交通省	87	9	78	10.3	89.7	25	4	21	16.0	84.0	844	173	671	20.5	79.5
環境省	14	4	10	28.6	71.4	6	2	4	33.3	66.7	23	6	17	26.1	73.9
防衛省	31	3	28	9.7	90.3	12	2	10	16.7	83.3	242	71	171	29.3	70.7
人事院	4	1	3	25.0	75.0	4	1	3	25.0	75.0	14	7	7	50.0	50.0
会計検査院	4	2	2	50.0	50.0	3	1	2	33.3	66.7	19	8	11	42.1	57.9
合計	479	118	361	24.6	75.4	260	71	189	27.3	72.7	4,031	1,081	2,950	26.8	73.2

(備考) 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成25年12月)より作成。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

国家公務員在職者に占める女性割合については、第3次男女共同参画基本計画において、平成27年度末までに地方機関課長・本省課長補佐相当職以上は10%程度、本省課室長相当職以上は5%程度、指定職相当は3%程度を目標とすることとしている。

行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者に占める女性割合は、各役職段階で、それぞれ増加傾向にある。平成24年度の在職者について、役職段階別に女性割合を見ると、係長級において、女性が占める割合は18.5%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている(Ⅰ-1-5図)。

(依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合)

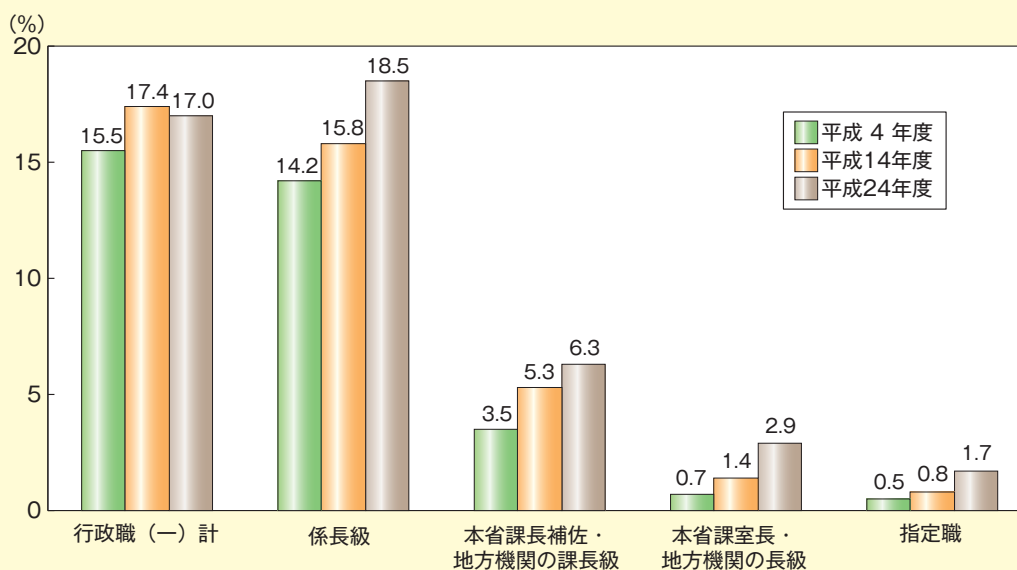
本省課室長相当級である行政職俸給表(一)7級以上及び指定職において女性が占める割合について

は、内閣府・人事院・総務省「女性国家公務員の登用状況の臨時フォローアップ」によると、平成25年10月時点では3.0%とこれまで以上に上昇していた。しかし、依然として目標(5%程度)とのかい離が見られ、上位の級への女性の登用が課題となっている(Ⅰ-1-6図)。

(国の審議会等における女性委員の割合)

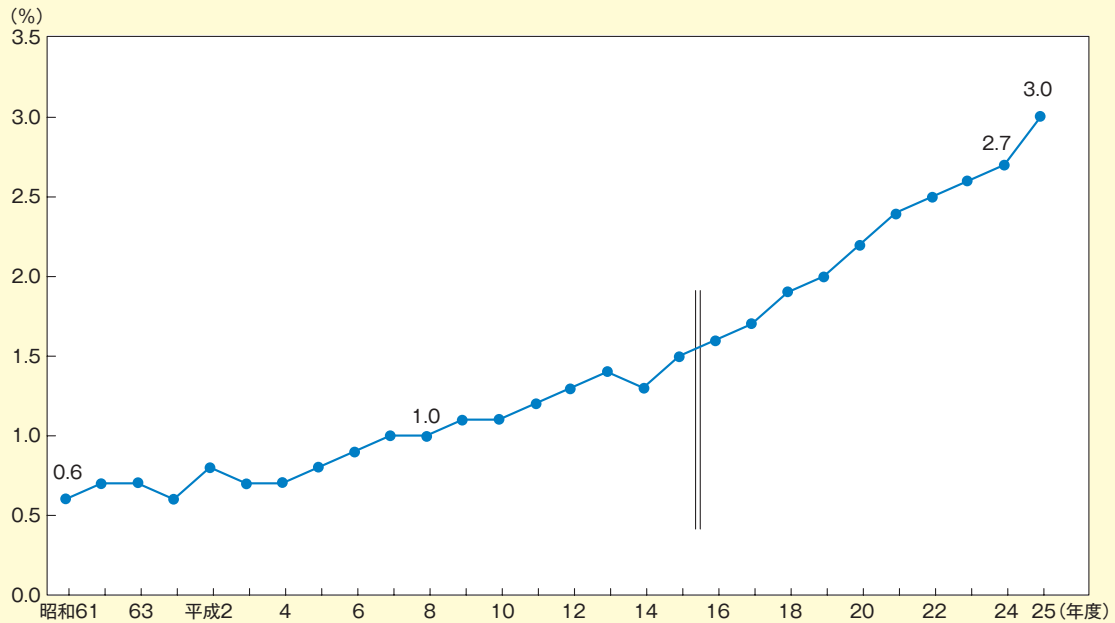
内閣府の「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」によると、国の審議会等における女性委員の割合は、平成22年から24年まで減少傾向であったところ、25年9月30日現在、34.1%と、3年ぶりに上昇し、調査開始以来最高値となった。また、専門委員等(委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの)に占める女性の割合は、20.1%と引き続き増加している(Ⅰ-1-7図)。

Ⅰ-1-5図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合



(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
 2. 平成4年度は年度末、14年度及び24年度は1月15日現在の割合。
 3. 係長級は、行政職俸給表(一)3、4級(平成4年度及び14年度は旧4～6級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は、同5、6級(同旧7、8級)、本省課室長・地方機関の長級は、同7～10級(同旧9～11級)の適用者に占める女性の割合。

I-1-6 図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移

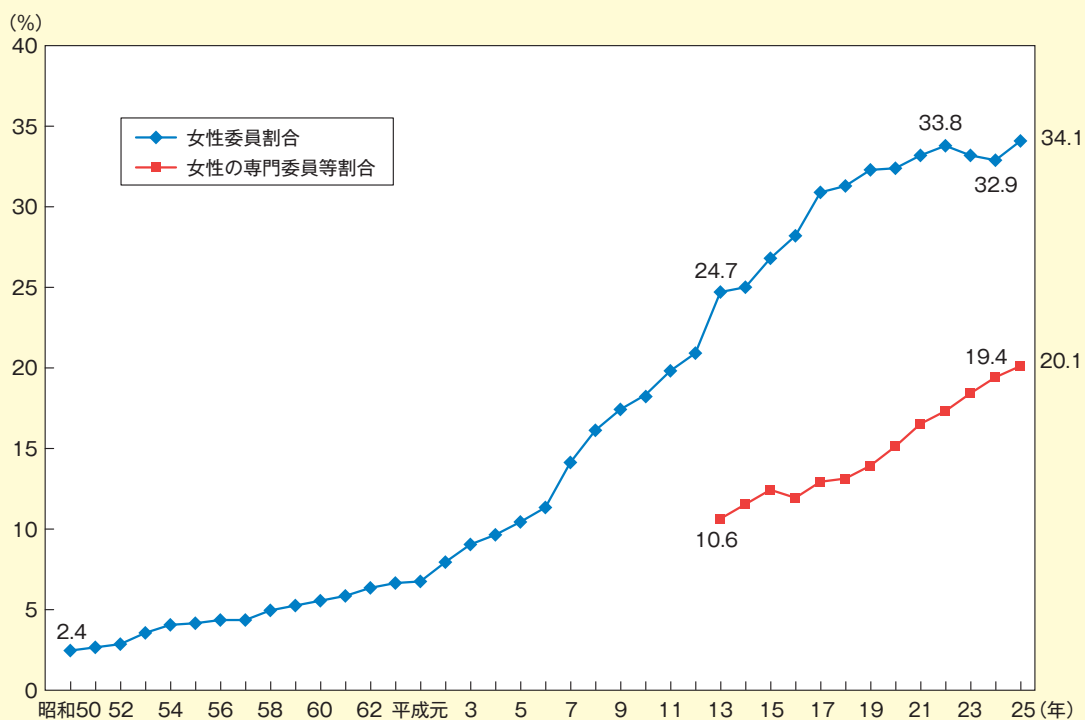


- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」の一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者に占める割合。
 2. 平成16年度から24年度までは、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」等より作成。
 3. 平成25年度は、内閣府・総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況の臨時フォローアップ」より作成。
 4. 管理職とは、本省課室長相当職以上(一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上(平成17年度以前は旧9級相当職以上))をいう。

(参考：平成24年度府省別女性国家公務員登用状況)

	行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者											
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上								
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち本省課室長相当職以上					
							総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち指定職相当		
内閣官房	598	57	9.5	304	10	3.3	119	3	2.5	27	0	0.0
内閣法制局	68	15	22.1	44	5	11.4	30	0	0.0	6	0	0.0
内閣府	2,097	348	16.6	825	64	7.8	292	13	4.5	57	3	5.3
宮内庁	701	92	13.1	141	4	2.8	48	1	2.1	8	0	0.0
公正取引委員会	762	149	19.6	192	14	7.3	68	2	2.9	11	1	9.1
国家公安委員会(警察庁)	4,592	485	10.6	859	12	1.4	244	0	0.0	65	0	0.0
金融庁	1,316	228	17.3	544	30	5.5	143	1	0.7	14	0	0.0
消費者庁	233	62	26.6	87	14	16.1	26	2	7.7	4	0	0.0
復興庁	112	6	5.4	51	1	2.0	24	0	0.0	6	0	0.0
総務省	5,103	904	17.7	1,892	84	4.4	613	10	1.6	67	0	0.0
法務省	14,652	3,956	27.0	3,052	234	7.7	420	25	6.0	30	0	0.0
外務省	5,465	1,406	25.7	2,425	273	11.3	744	34	4.6	56	2	3.6
財務省	15,524	2,889	18.6	4,915	229	4.7	923	16	1.7	87	1	1.1
文部科学省	2,013	435	21.6	883	93	10.5	368	26	7.1	33	2	6.1
厚生労働省	27,132	6,209	22.9	6,959	651	9.4	831	60	7.2	77	4	5.2
農林水産省	17,211	2,245	13.0	5,505	205	3.7	815	14	1.7	60	1	1.7
経済産業省	5,718	1,265	22.1	2,582	259	10.0	640	10	1.6	69	1	1.4
国土交通省	43,476	4,016	9.2	11,634	183	1.6	2,198	21	1.0	161	0	0.0
環境省	1,926	243	12.6	798	36	4.5	193	5	2.6	26	0	0.0
防衛省	13,931	3,289	23.6	3,122	70	2.2	563	8	1.4	53	0	0.0
人事院	595	159	26.7	291	47	16.2	101	7	6.9	16	0	0.0
会計検査院	1,215	252	20.7	575	25	4.3	191	1	0.5	21	0	0.0
合計	164,440	28,710	17.5	47,680	2,543	5.3	9,594	259	2.7	954	15	1.6

I-1-7 図 国の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。

(参考：府省別一覧 (平成25年9月30日現在))

府省名	審議会数		委員数				
	総数	女性含む	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性の割合(%)	男性の割合(%)
内閣府	18	18	224	84	140	37.5	62.5
金融庁	6	5	65	19	46	29.2	70.8
消費者庁	2	2	27	13	14	48.1	51.9
総務省	11	11	128	47	81	36.7	63.3
法務省	6	5	62	17	45	27.4	72.6
外務省	2	2	18	5	13	27.8	72.2
財務省	5	5	116	41	75	35.3	64.7
文部科学省	9	9	220	71	149	32.3	67.7
厚生労働省	14	14	304	102	202	33.6	66.4
農林水産省	8	8	164	63	101	38.4	61.6
経済産業省	11	10	155	45	110	29.0	71.0
国土交通省	12	12	204	69	135	33.8	66.2
環境省	4	4	58	19	39	32.8	67.2
防衛省	5	5	40	14	26	35.0	65.0
合計	113	110	1,785	609	1,176	34.1	65.9

第2節

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(大都市ほど高い地方議会における女性の割合)

都道府県議会，市議会，町村議会，特別区議会の女性議員の割合を見ると，平成25年12月現在で，女性議員の割合が最も高い特別区議会では25.9%，政令指定都市の市議会は16.5%，市議会全体は13.1%，都道府県議会は8.8%，町村議会は8.7%となっており，都市部で高く郡部で低い傾向にある。(I-1-8図)。

なお，平成25年12月現在，全ての都道府県議会に女性議員がいる一方，4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

(地方公務員採用試験合格者に占める女性割合)

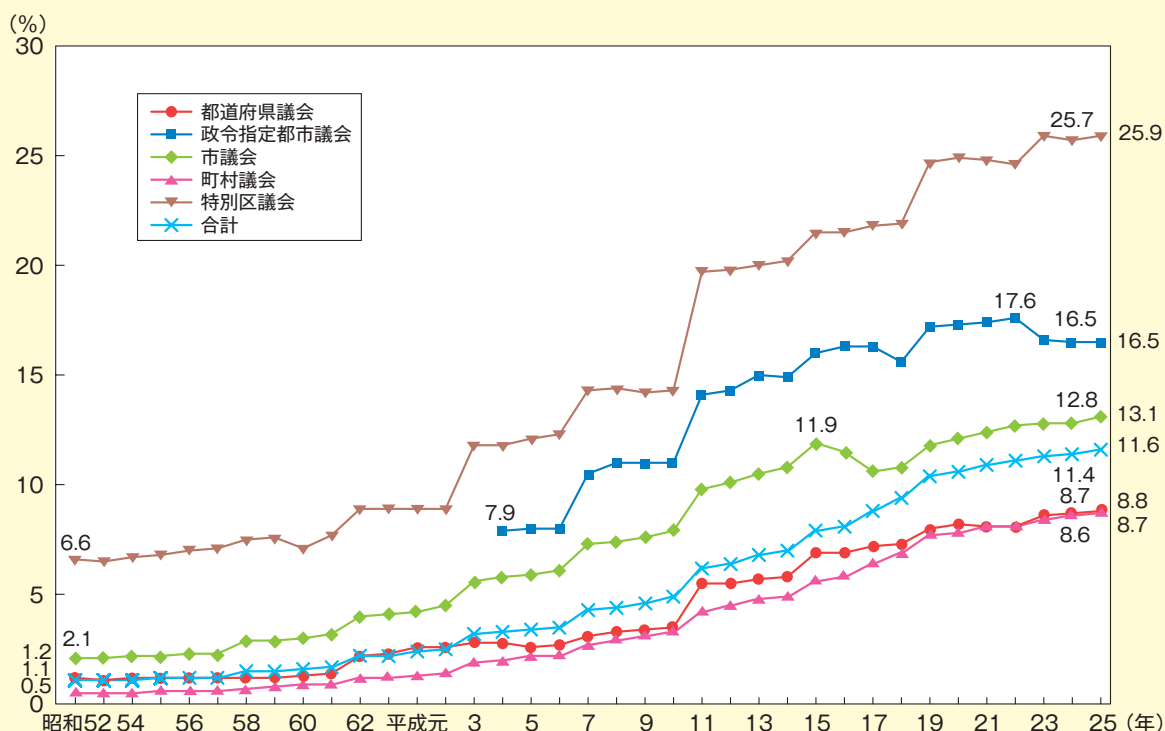
地方公務員採用試験における合格者に占める女性割合は，平成24年度では，都道府県採用試験で

28.5%，市区採用試験で45.0%となっており，都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移していたが，16年度をピークに減少傾向が見られ，都道府県では7年度以降減少傾向にあったが，18年度から回復している(I-1-9図)。

(地方公務員管理職に占める女性割合)

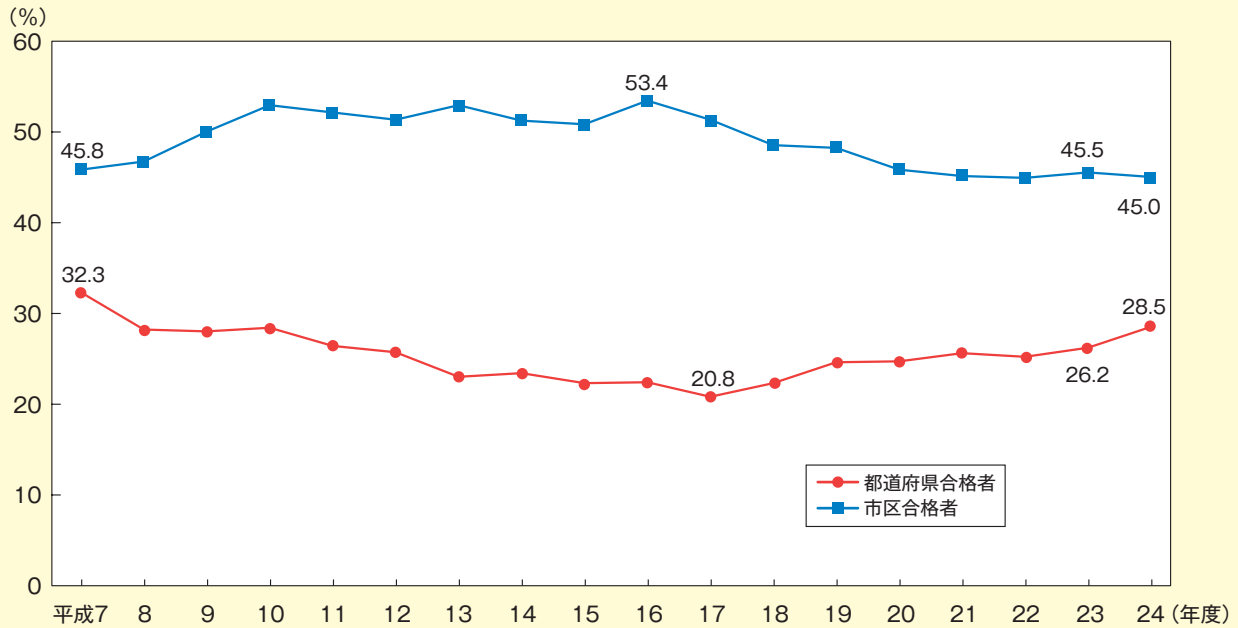
地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く，内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成25年度)によると，平成25年では，都道府県で6.8%，政令指定都市で11.3%，市区で12.4%，町村で11.4%となっている(I-1-10図)。また，女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは，都道府県・政令指定都市で67団体中32団体となっており，その他の団体においても職域拡大等の取組を進めている。

I-1-8図 地方議会における女性議員割合の推移



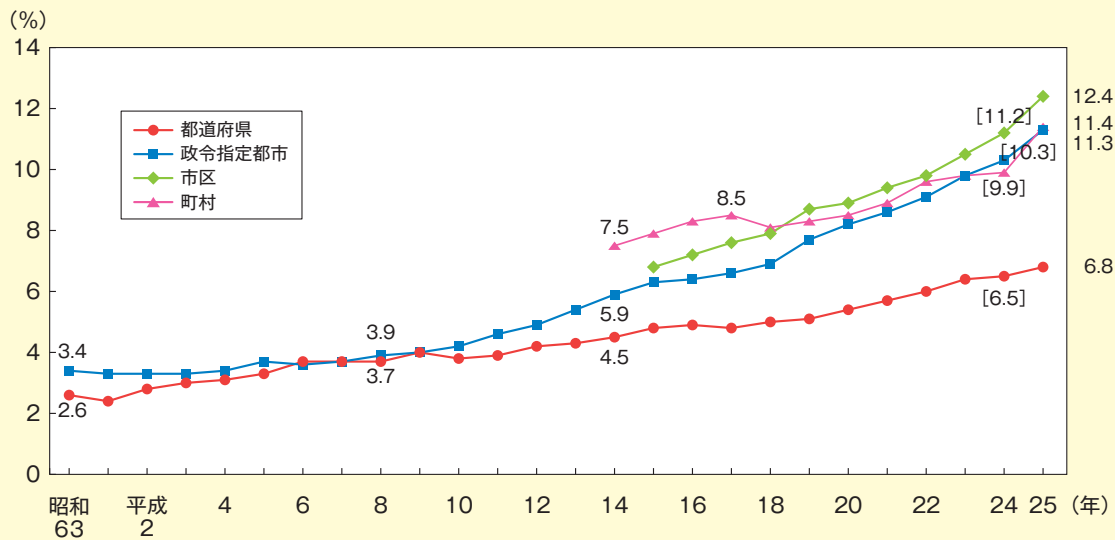
(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」より作成。
2. 各年12月末現在。
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお，合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

I-1-9 図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。
 2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。
 3. 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体（岩手県の1市1町）を除いて集計している。

I-1-10 図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



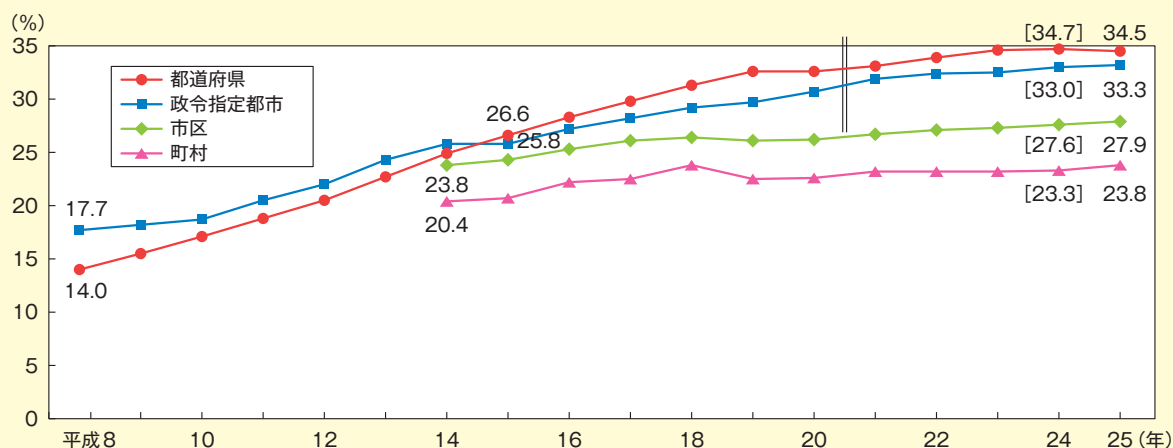
- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）、6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在。
 2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年の数値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。
 3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
 4. 市区には、政令指定都市を含む。
 5. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

(地方公共団体の審議会等における女性委員の割合)

審議会等の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて取組を進めており、女性委員の割合は増加傾向にある。平成25

年では、目標設定を行っている地方公共団体の審議会等における女性委員割合は、都道府県で34.5%、政令指定都市で33.3%、市区で27.9%、町村で23.8%となっている（I-1-11図）。

I-1-11図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



- (備考)
1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は原則として各年4月1日現在。
 2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年の数値には、福島県の一部（川内村、大熊町、葛尾村、飯館村）が、25年の数値には、福島県の一部（浪江町）が、それぞれ含まれていない。
 3. 都道府県及び政令指定都市については、目標設定を行っている地方公共団体の審議会等について集計。平成19年以前のデータは、それぞれの女性割合を単純平均。
 4. 市区には、政令指定都市を含む。

第3節

様々な分野における女性の参画

(着実に増加する司法分野における女性割合)

裁判官に占める女性の割合は、女性の新任判事補採用者数の増加に伴い着実に増加しており、平成25年では18.2%となっている。なお、26年4月1日現在、女性3人が最高裁判所の裁判官に任命されている。

検察官、弁護士についても、平成25年の女性の割合がそれぞれ14.9%、17.7%となっており、着実に増加している。

司法試験合格者に占める女性割合は、年によって差があり、平成25年度の司法試験については23.3%である（I-1-12図）。また、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院において、女子学生の割合は27.6%（平成25年5月1日現在）と約3割を占めていることから、今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される。

(農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画)

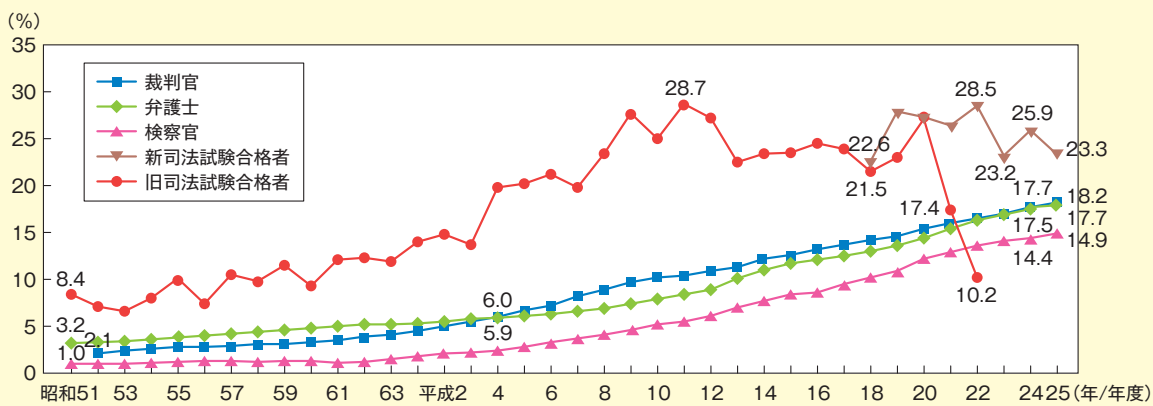
農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献している。

しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海地区出資漁業協同組合等、地域における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その割合は低く、女性役員のいない農業委員会は、平成24年度は666（38.9%）、農業協同組合は23年度は321（44.4%）ととなっている（I-1-13図）。

(メディアにおける女性の参画)

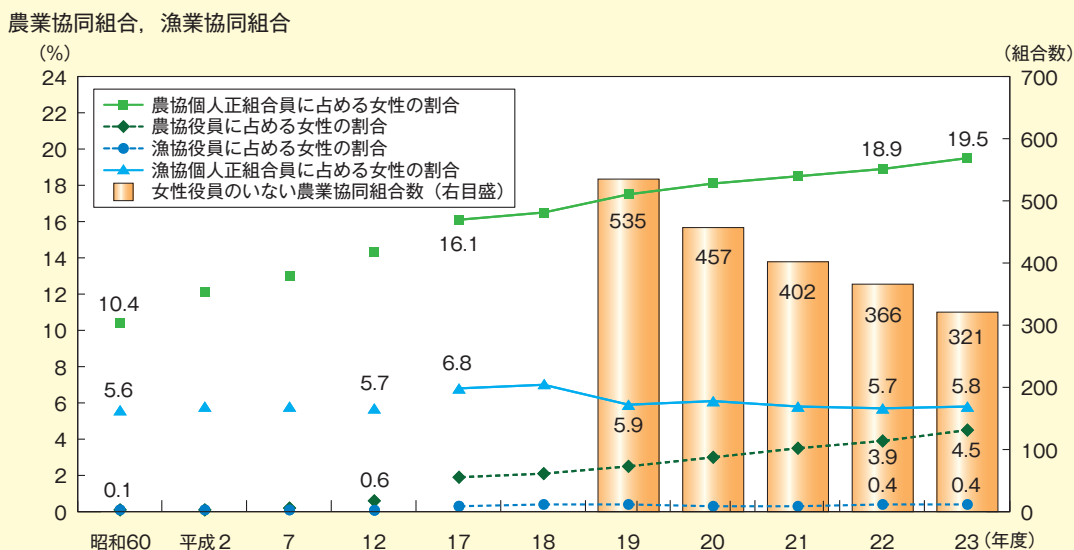
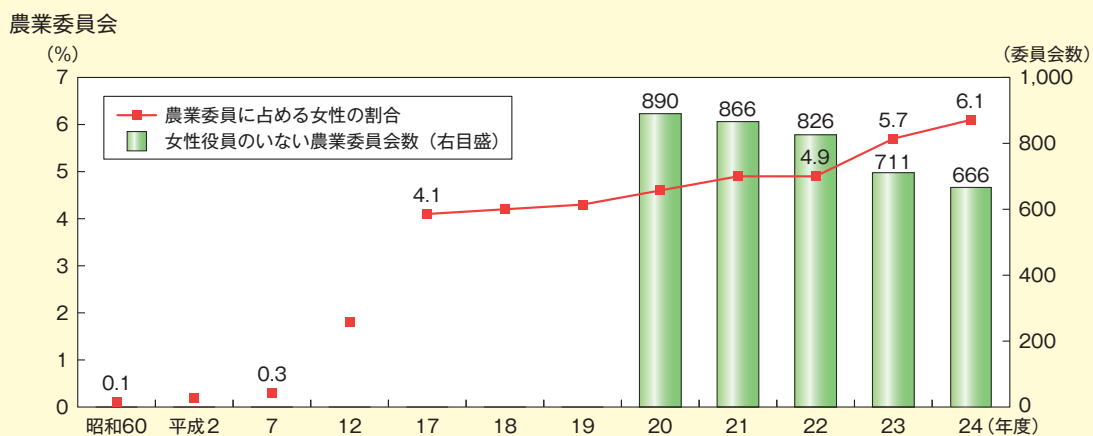
新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性や子どもの人権に配慮した表現を行うなどの取組を進めていく上で重要な役割を果たすもの

I-1-12図 司法分野における女性割合の推移



(備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

I-1-13図 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移



(備考) 1. 農林水産省資料より作成。
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等に基づき業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。
 4. 農業委員会数は平成20年度からの調査。
 5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。
 6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
 7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の数値。

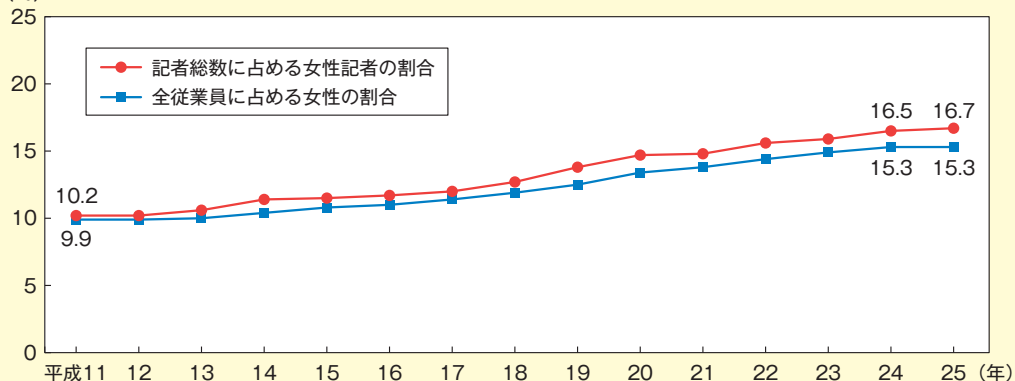
と期待されている。

新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、新聞・通信社等、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合、新聞・通信社等の女性記者の割合、民間放送、日本放送協会の女性管理職の割

合は、全体として徐々にではあるが増加しており、平成25年における全従業員に占める女性の割合は、それぞれ、新聞・通信社等は15.3%、民間放送は21.0%、日本放送協会は14.7%となっている（I-1-14図）。

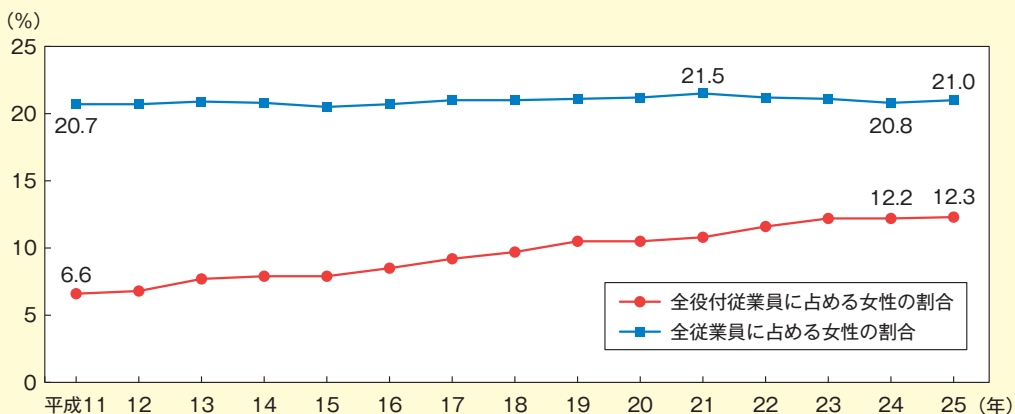
I-1-14図 各種メディアにおける女性の割合

新聞・通信社等 (%)



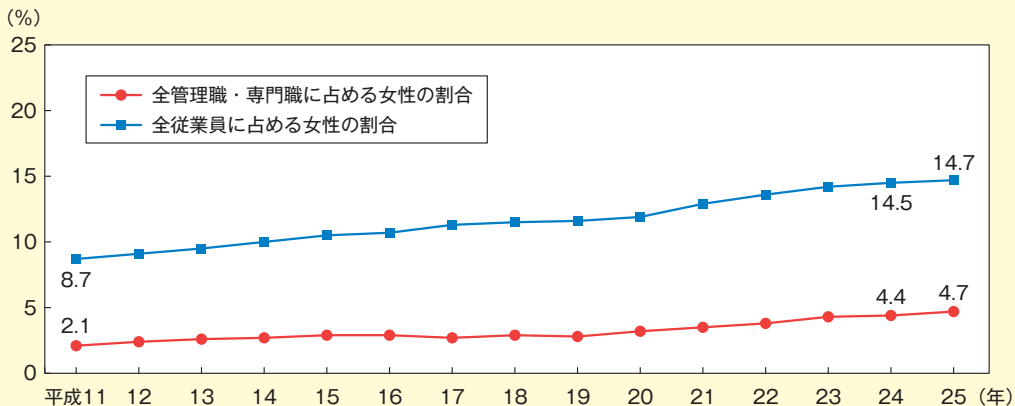
(備考) 一般社団法人日本新聞協会資料より作成。

民間放送 (%)



(備考) 1. 一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
2. 役員従業員とは、課長（課長待遇、同等及び資格職を含む。）以上の職にある者をいう。

日本放送協会 (%)



(備考) 1. 日本放送協会資料より作成。
2. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）をいう。

(国際的に見ても低い水準にある我が国の状況)

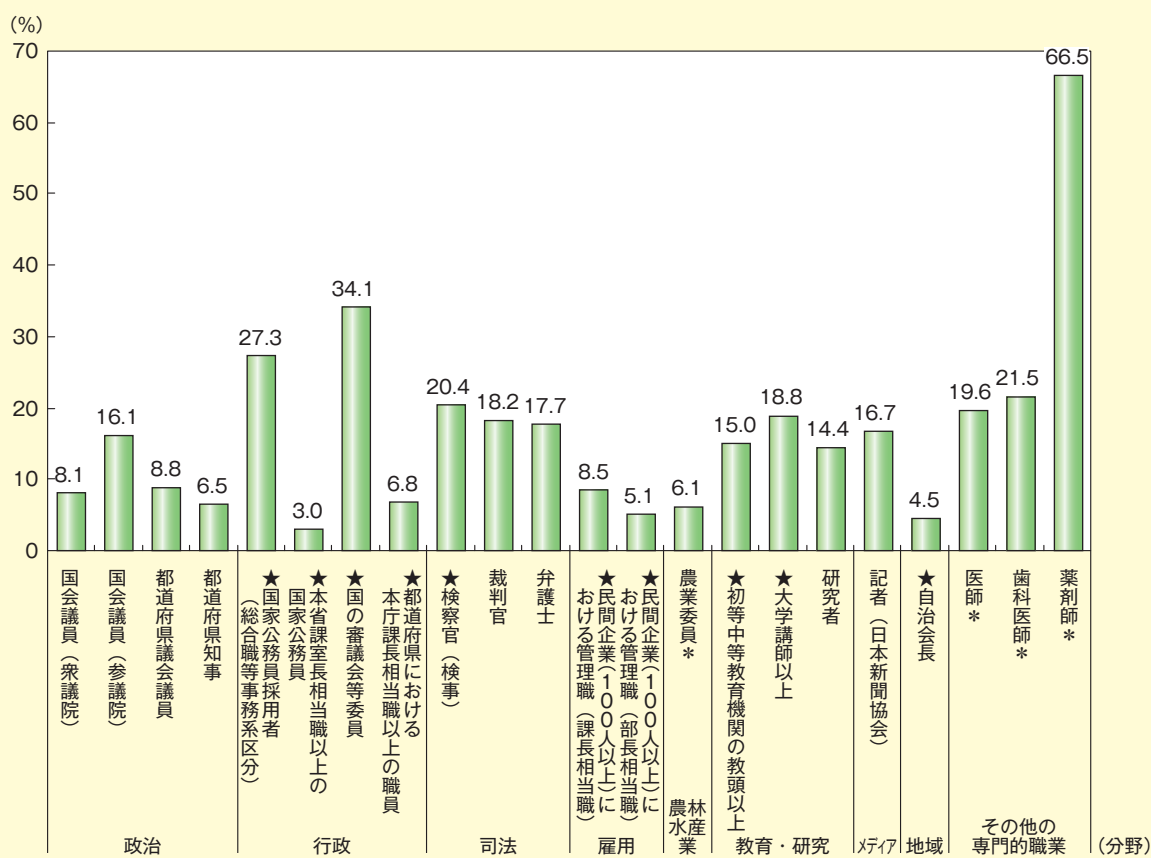
以上のとおり、政策・方針決定過程において「指導的地位⁷」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政府が定める「2020年30%の目標」を達成していないものがほとんどである (I-1-15図)。

また、国際的には、2013 (平成25) 年に国連開発計画 (UNDP) が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は、人間開発指数 (HDI) が測定可能な187か国中10位であり、ジェンダー不平等指数

(GII) は測定可能な148か国中21位となっている。一方、世界経済フォーラムが2013 (平成25) 年に発表したジェンダー・ギャップ指数 (GGI) は、測定可能な136か国中105位となっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低くなっており、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、人々が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと分析されている (I-1-16表)。

I-1-15図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成25年12月) より一部情報を更新。原則として平成25年のデータ。ただし、*は24年のデータ。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において成果目標が設定されている項目として掲げられているもの。

⁷ 「指導的地位」の定義：①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事するものとするのが適当 (男女共同参画会議決定 (平成19年3月14日))。

I-1-16表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

(1) HDI

(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
	スウェーデン	0.916
9	スイス	0.913
10	日本	0.912
11	カナダ	0.911
12	韓国	0.909
13	香港	0.906
	アイスランド	0.906
15	デンマーク	0.901
16	イスラエル	0.900
17	ベルギー	0.897
18	オーストリア	0.895
	シンガポール	0.895
20	フランス	0.893
21	フィンランド	0.892
	スロベニア	0.892
23	スペイン	0.885
25	イタリア	0.881
26	ルクセンブルク	0.875
	英国	0.875
28	チェコ共和国	0.873
29	ギリシャ	0.860
33	エストニア	0.846
35	スロバキア	0.840
37	ハンガリー	0.831
39	ポーランド	0.821
40	チリ	0.819
43	ポルトガル	0.816
61	メキシコ	0.775
90	トルコ	0.722

(2) GII

(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	オランダ	0.045
2	スウェーデン	0.055
3	スイス	0.057
	デンマーク	0.057
5	ノルウェー	0.065
6	ドイツ	0.075
	フィンランド	0.075
8	スロベニア	0.080
9	フランス	0.083
10	アイスランド	0.089
11	イタリア	0.094
12	ベルギー	0.098
13	シンガポール	0.101
14	オーストリア	0.102
15	スペイン	0.103
16	ポルトガル	0.114
17	オーストラリア	0.115
18	カナダ	0.119
19	アイルランド	0.121
20	チェコ共和国	0.122
21	日本	0.131
23	ギリシャ	0.136
24	ポーランド	0.140
25	イスラエル	0.144
26	ルクセンブルク	0.149
27	韓国	0.153
29	エストニア	0.158
31	ニュージーランド	0.164
32	スロバキア	0.171
34	英国	0.205
42	米国	0.256
	ハンガリー	0.256
66	チリ	0.360
68	トルコ	0.366
72	メキシコ	0.382

(3) GGI

(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.873
2	フィンランド	0.842
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.813
5	フィリピン	0.783
6	アイルランド	0.782
7	ニュージーランド	0.780
8	デンマーク	0.778
9	スイス	0.774
10	ニカラグア	0.772
11	ベルギー	0.768
12	ラトビア共和国	0.761
13	オランダ	0.761
14	ドイツ	0.758
15	キューバ	0.754
16	レソト	0.753
17	南アフリカ共和国	0.751
18	英国	0.744
19	オーストリア	0.744
20	カナダ	0.743
21	ルクセンブルク	0.741
23	米国	0.739
24	オーストラリア	0.739
30	スペイン	0.727
38	スロベニア	0.716
45	フランス	0.709
51	ポルトガル	0.706
53	イスラエル	0.703
54	ポーランド	0.703
59	エストニア	0.700
68	メキシコ	0.692
71	イタリア	0.689
74	スロバキア	0.686
81	ギリシャ	0.678
83	チェコ共和国	0.677
87	ハンガリー	0.674
91	チリ	0.667
105	日本	0.650
111	韓国	0.635
120	トルコ	0.608

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2013」及び世界経済フォーラム “The Global Gender Gap Report 2013” より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは187か国、GIIは148国、GGIは136か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国 (34か国) を抽出。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15～19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

コラム 1

指導的地位に就く女性の増加に向けた男性リーダーの取組 (オーストラリア)

オーストラリアでは、2010 (平成22) 年4月、指導的地位に就く女性の数を大きく増やすことを目的として、主要企業のCEOや政府高官等を含む男性のみで構成される「Male Champions of Change (変革を担う男子チャンピオンの会)」が立ち上げられた。2013 (平成25) 年時点では、メンバーに21名が名を連ねている。発起人であるオーストラリア人権委員会性差別担当コミッショナーのエリザベス・プロデリック氏は、各界の男性リーダーに対して、彼らの影響力を女性のために活用してほしい、彼らの娘が息子と平等な機会を得られる社会のためにと訴え、就任を依頼した。

なぜ男性なのか。背景には、多くの企業で人的資源や財源を握るのは男性であり、男女平等を実現するためには男女両方が取り組むこと、とりわけ男性が賛同し、行動を起こすとともに、他の同僚男性にもその大切さを伝えることが重要であるという考えがあった。

発足後、同会では、国内の企業トップ宛に女性リーダーを増やすことを促す15万通の手紙を送付したり、企業による女性登用の目標や達成状況の情報公開を、自主的な取組から義務化することを提案・実現した。

同会での議論を受け、ある民間企業では2014 (平成26) 年から、約4万人の雇用者について柔軟な働き方を適用することを決定したり、参加している男性リーダーの企業・組織が、調達において男女平等を取り入れている企業を優先することで合意し、年間の調達額延べ300億豪ドルに影響を及ぼす可能性があるなど、女性の活躍推進に向けて具体的な行動変化が進められている。

本章のポイント

第1節 就業をめぐる状況

- 女性の年齢階級別労働力率は「M字カーブ」を描いているが、カーブは以前よりも浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。
- 平成25年の女性の雇用者のうち正規の職員・従業員の割合は44.2%、非正規雇用者の割合は55.8%であり、非正規雇用者が過半数を占める。
- 平成25年の女性の就業希望者は315万人であり、求職していない理由として、「出産・育児のため」、「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれ3分の1ずつを占める。

第2節 雇用の場における女性

- 平成25年度の大学生の就職内定率は男女とも前年度より上昇。
- 平成25年における役職者に占める女性割合は、係長級15.4%、課長級8.5%、部長級5.1%であり、上位の役職ほど女性の割合が低い。
- 平成25年における給与所得の男女差は、男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は71.3。

第1節 就業をめぐる状況

(女性の年齢階級別労働力率 (M字カーブ) の変化)

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。

昭和50年では25～29歳(42.6%)がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成25年では79.0%と、年齢階級別で最も高くなっている。25年を見ると35～39歳(69.6%)の年齢階級がM字の底となっているが、30～34歳の年齢階級と共に30歳代の労働力率は上昇している(1-2-1図)。

なお、女性の25～54歳の就業率を他のOECD諸国と比較すると、我が国は34か国中25位である(1-2-2図)。

(配偶関係別に見た女性の労働力率)

女性の年齢階級別労働力率を配偶関係別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率

は未婚者の労働力率より大幅に低くなっている。未婚者の労働力率は20歳代後半をピークに年齢が上がるとともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、25年とも変わらない。

有配偶の女性について、年齢階級別に年を追って見ると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上昇しているが、平成25年の30歳代後半及び40歳代前半の労働力率は、2年と比べてほとんど変化がない。(1-2-3図)。

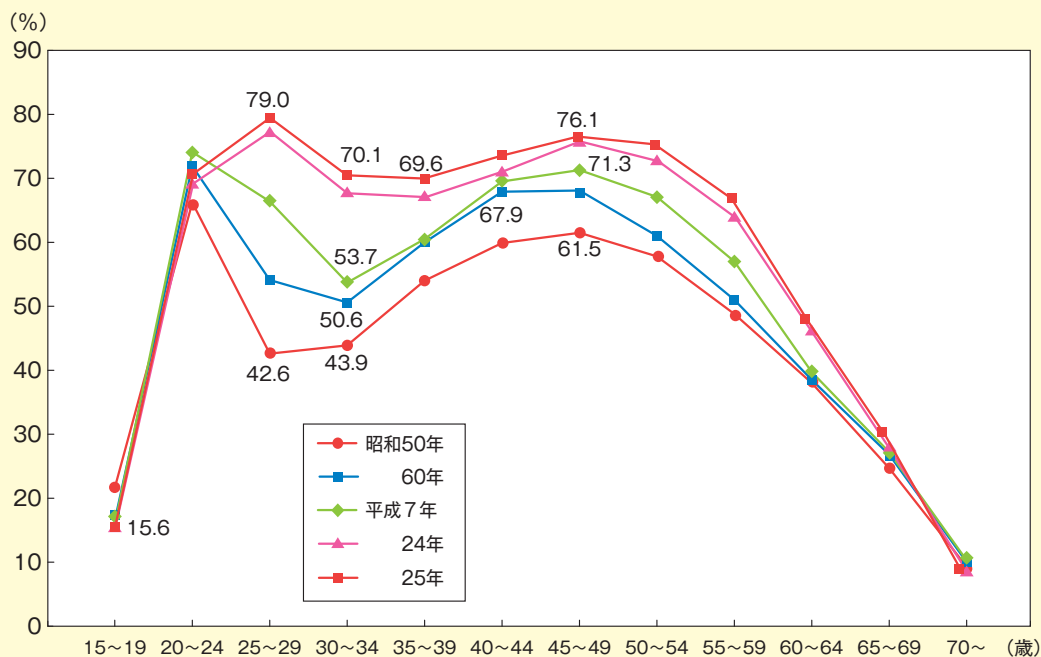
(就業形態の変化)

就業者を従業上の地位別に見ると、男女共に、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業主及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成25年では、就業者に占める雇用者割合は女性で89.1%、男性で87.2%となっている(1-2-4図)。

(非正規雇用者割合の増加)

正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別に見ると、女性は昭和60年に67.9%であったが、平成25年には44.2%にまで減少

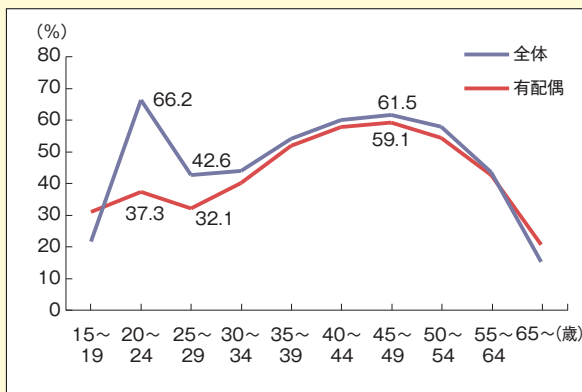
I-2-1 図 女性の年齢階級別労働力率の推移



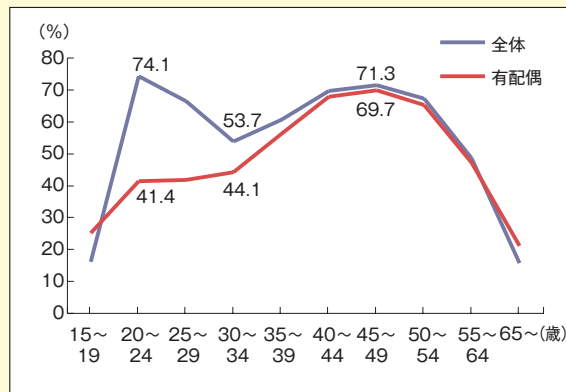
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

参考：女性の配偶関係・年齢階級別労働力率

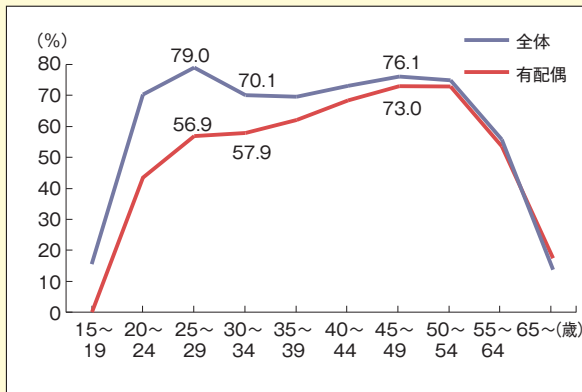
○昭和50年



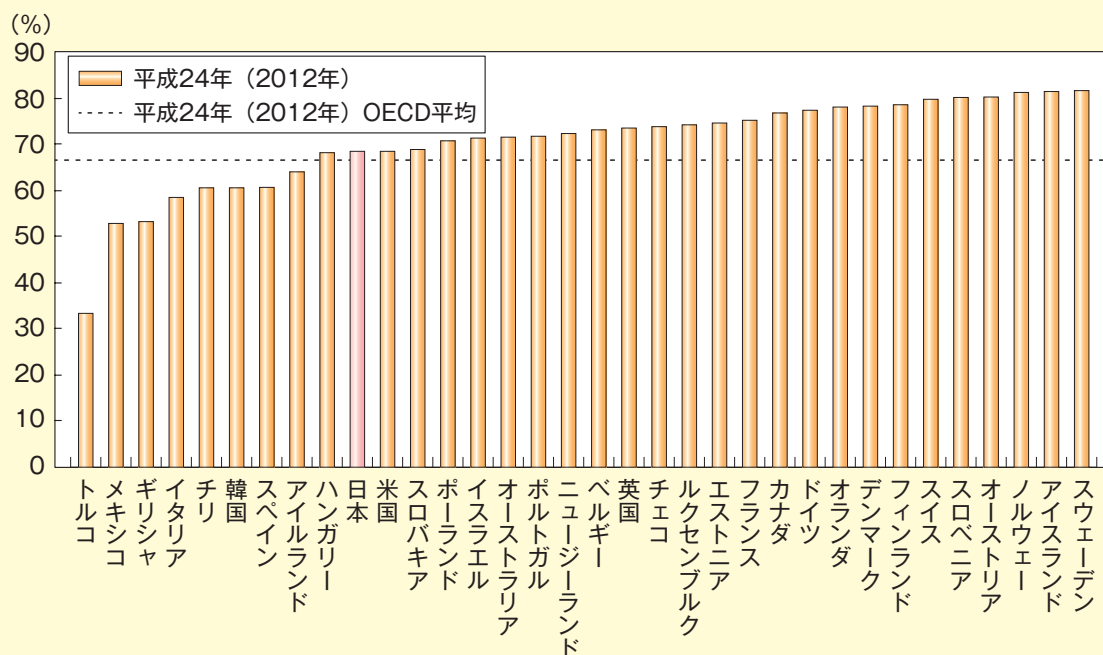
○平成7年



○平成25年

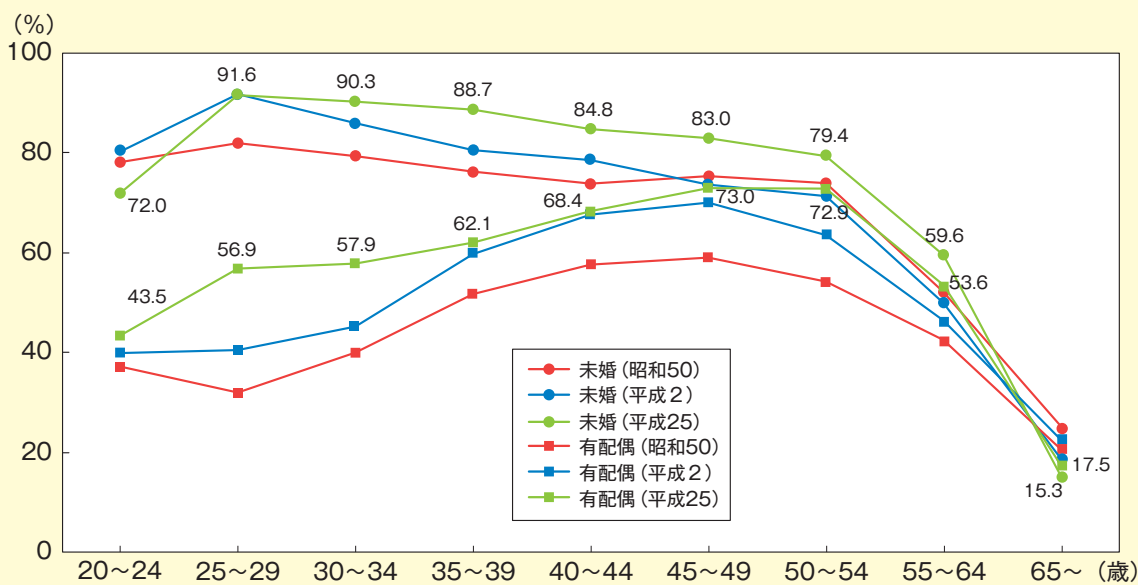


I-2-2 図 OECD諸国の女性（25～54歳）の就業率（平成24年）



(備考) 1. OECD “Employment Outlook 2013” より作成。
2. 就業率は「就業者数/人口」で計算。

I-2-3 図 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



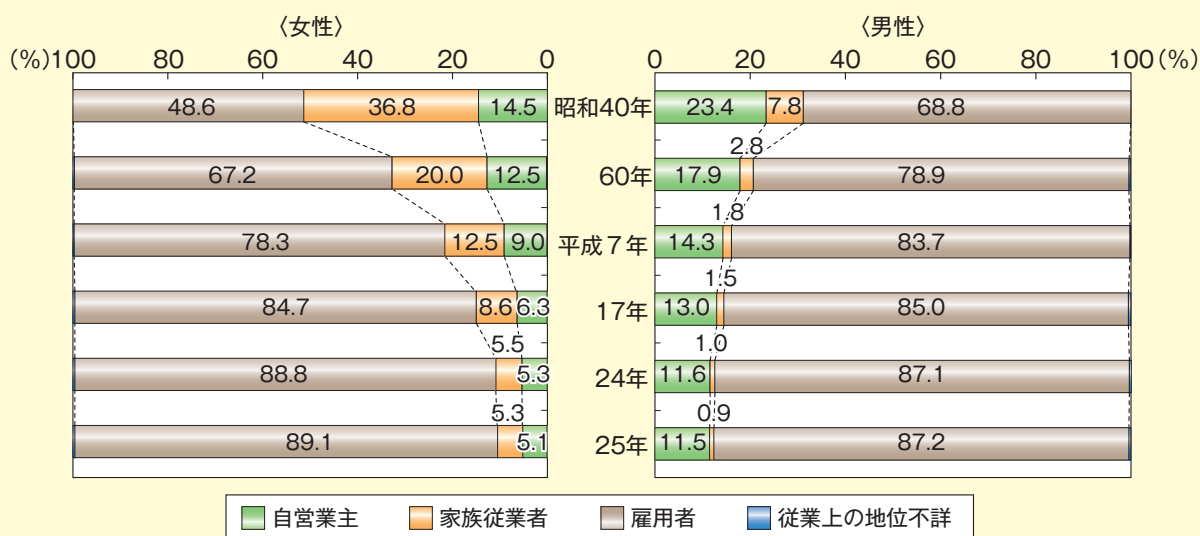
(備考) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

している。男性についても、昭和60年は92.6%であったが、平成25年には78.8%に減少している。男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年の32.1%から平成25年には55.8%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている（I-2-5図）。

さらに、男女別・年齢階級別に非正規雇用者の割

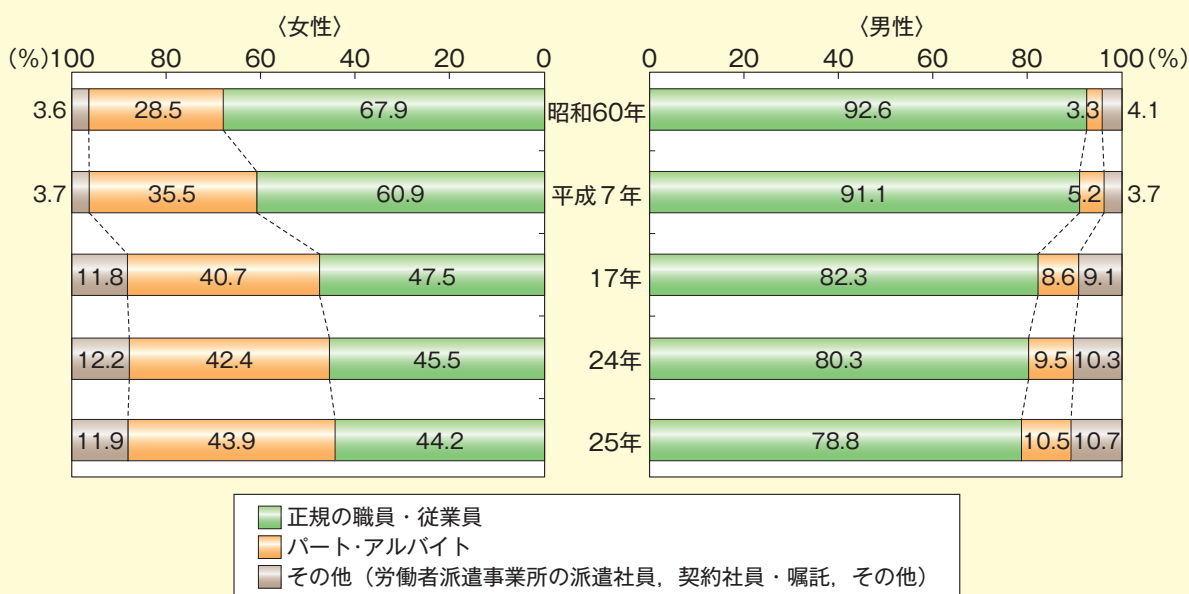
合の推移を見てみると、女性では25～34歳を除く全ての年齢階級で平成24年以降は50%を超えていること、男女の若年層（15～24歳、25～34歳）や男女の高年層（55～64歳）で特に上昇傾向が顕著であることなどが特徴となっている（I-2-6図）。

I-2-4図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（男女別）



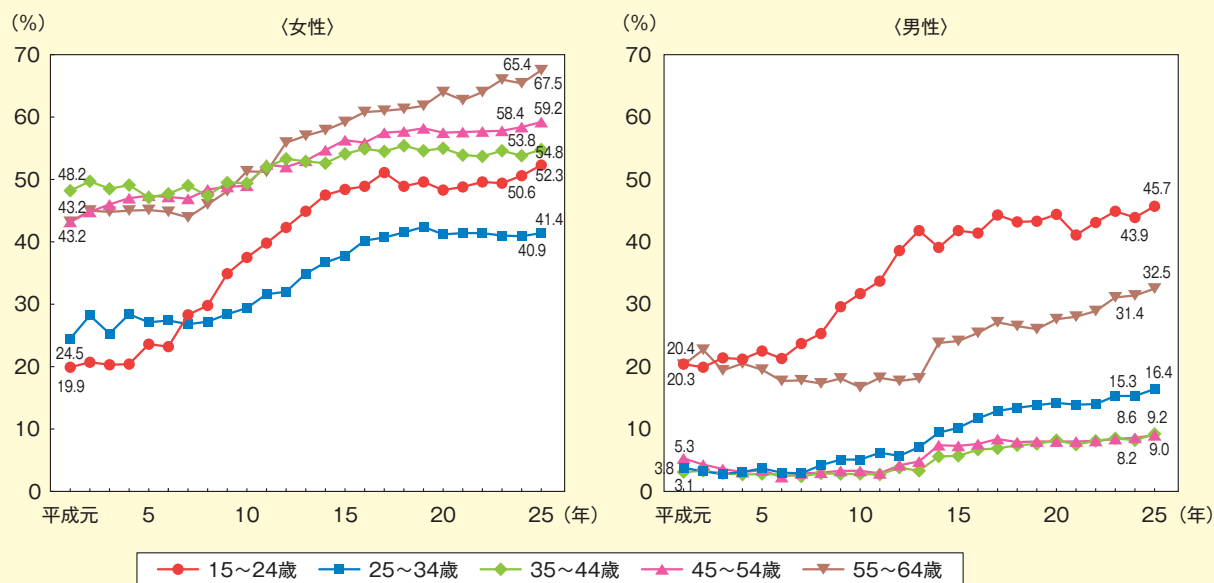
（備考）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

I-2-5図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（男女別）



（備考）1. 昭和60年と平成7年は、総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）より、17年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計値に対する割合。

I-2-6 図 男女別・年齢階級別非正規雇用の割合の推移（男女別）



(備考) 1. 平成元年から13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 非正規雇用の割合 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。
 3. 平成23年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

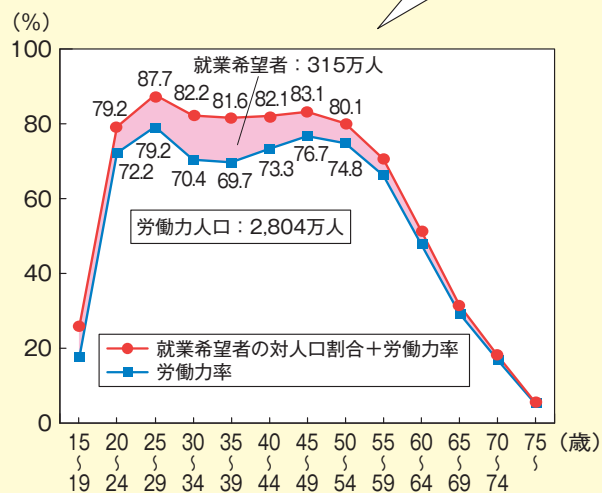
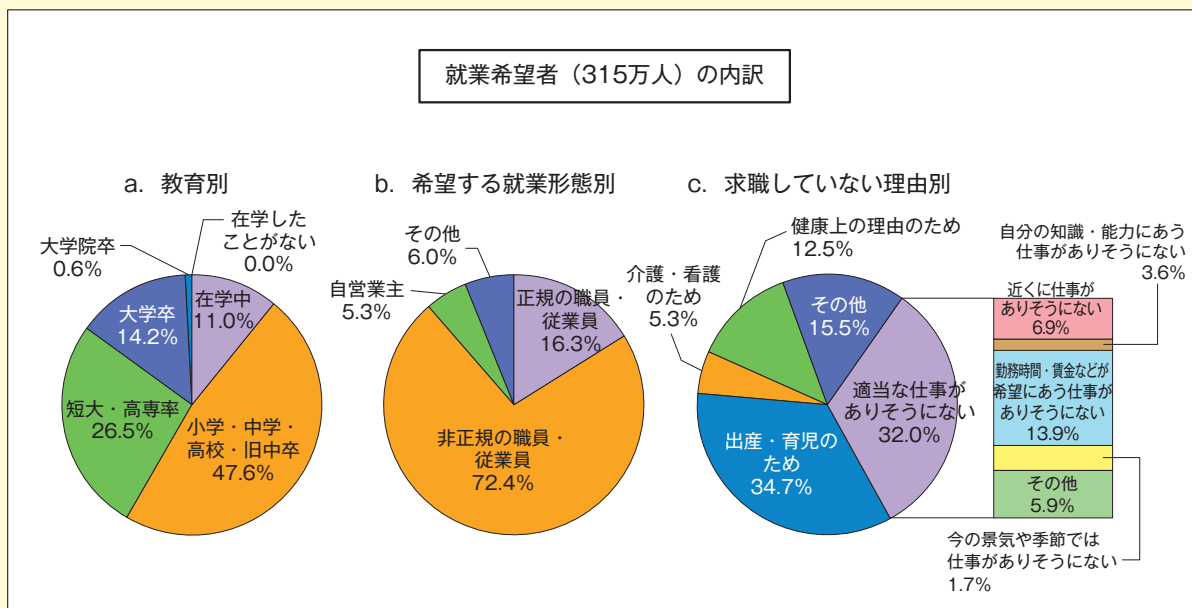
(女性の就業希望者)

総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成25年)によると、平成25年における女性の非労働力人口2,931万人のうち、315万人が就業を希望している。到達した教育水準別に内訳を見ると、約半数を小学・中学・高校・旧中卒の女性が占めている。また、就業形態として、7割以上が非正規の職員・従業員を希望している。現在求職していない理由として、「出産・育児のため」及び「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれおよそ3分の1ずつを占めている(I-2-7図)。

(共働き世帯の増加)

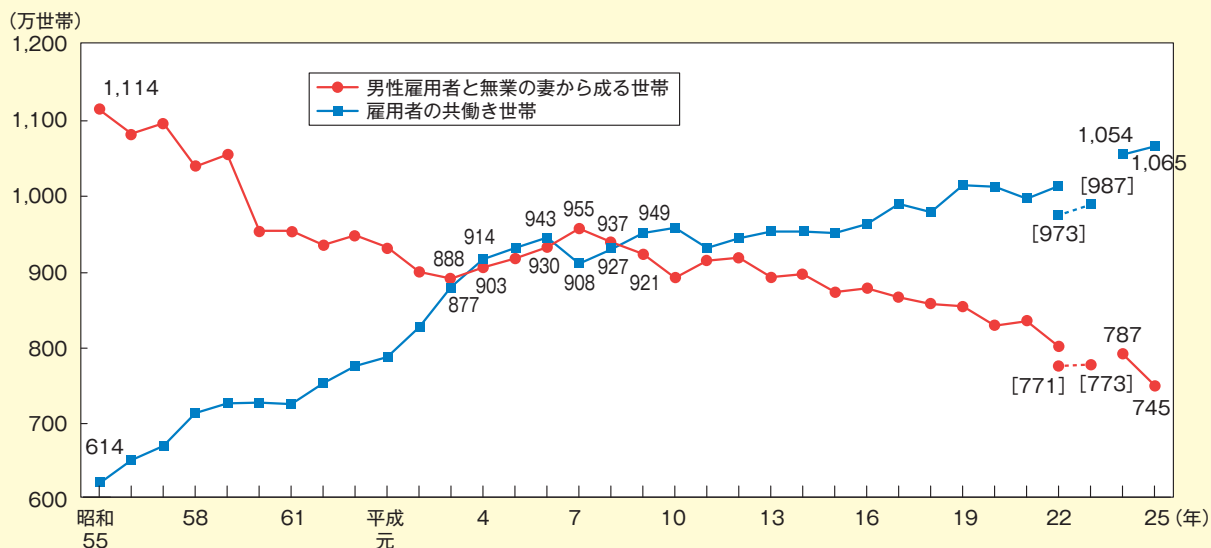
昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。25年には、雇用者の共働き世帯が1,065万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が745万世帯となっている(I-2-8図)。

I-2-7 図 女性就業希望者の内訳（平成25年）



- (備考)
1. 総務省「労働力調査（基本集計，詳細集計）」（平成25年）より作成。
 2. 15歳以上人口に占める就業希望者の割合。
 3. 在学中を含む。
 4. 「教育不詳」，「希望する就業形態不詳」及び「非退職理由不詳」を除く。
 5. 「自営業主」には「内職者」を含む。

I-2-8 図 共働き等世帯数の推移



(備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の〔 〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第2節 雇用の場における女性

(雇用をめぐる情勢)

総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年平均)によると、完全失業者数は265万人(女性103万人、男性162万人)と、前年の結果に比べ20万人の減少となった。完全失業率については、4.0%と前年比0.3ポイントの低下となり、女性は3.7%、男性は4.3%となっている。

また、文部科学省及び厚生労働省「平成25年度大学等卒業予定者の就職状況調査」(平成26年4月1日現在)によると、大学生の就職内定率は、男女とも前年同期より上昇し、男子は93.8%、女子95.2%となっている。

(管理職に占める女性割合の推移)

総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年平均)によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成25年は11.2%であり、諸外国と比べて低い水準となっている(I-2-9図)。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

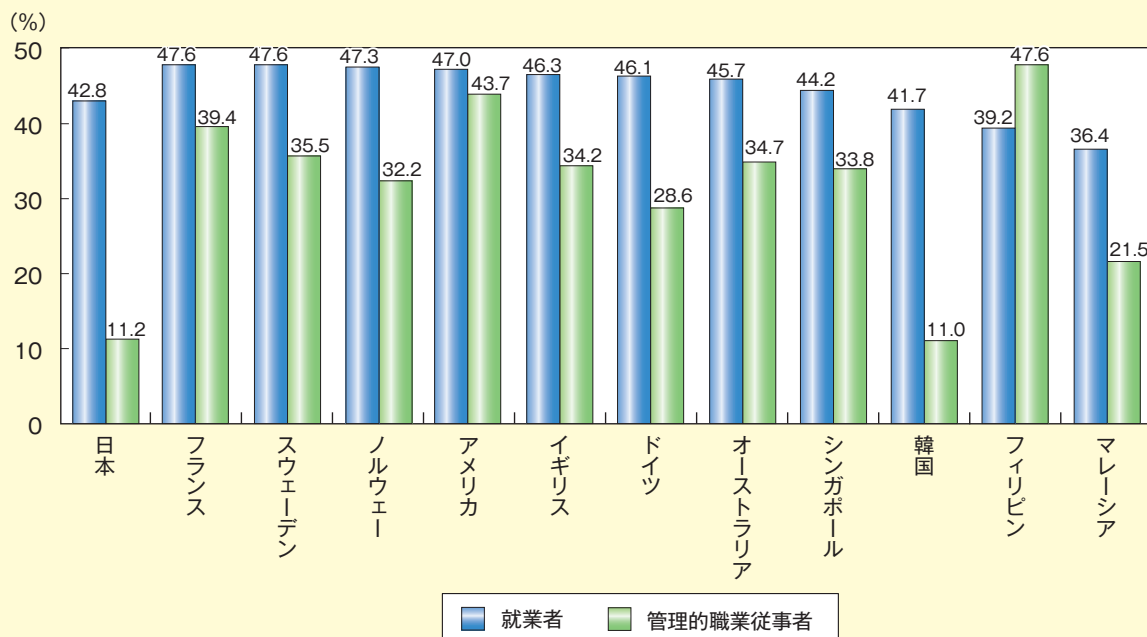
で、常用労働者100人以上を雇用する企業における役職者を階級別に見ると、係長級における女性割合が最も高く、平成25年は15.4%となっている。上位の役職では女性の割合がこれよりも低く、課長級は8.5%、部長級では5.1%であり、いずれも長期的には上昇傾向にはあるものの低い水準にとどまっている(I-2-10図)。

(所定内給与における男女差の推移)

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあり、平成25年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は71.3と、前年に比べ0.4ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は74.0となっており、前年に比べ0.6ポイント縮小した(I-2-11図)。

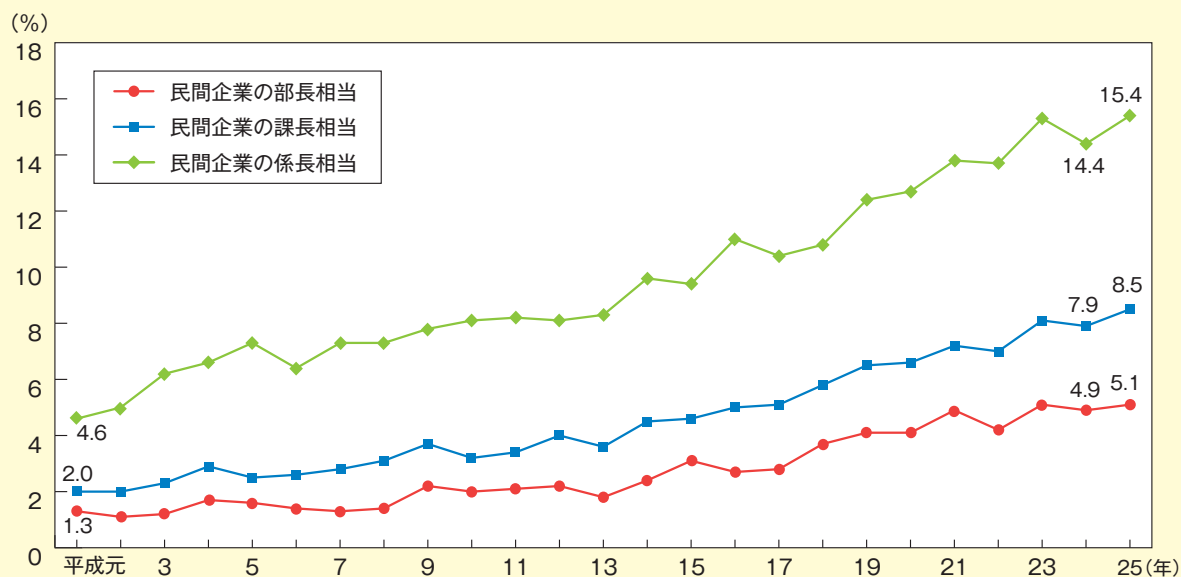
次に男性一般労働者と女性の短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の差について見ると、平成25年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性短時間労働者は55.1となっており、依然としてその格差は大きい。また女性の短時間労働

I-2-9 図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性割合



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年), 独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。
 2. 日本は平成25年, その他の国は2012(平成24)年のデータ。
 3. 総務省「労働力調査」では, 「管理的職業従事者」とは, 就業者のうち, 会社役員, 企業の課長相当職以上, 管理的公務員等をいう。また, 「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

I-2-10 図 階級別役職者に占める女性割合の推移



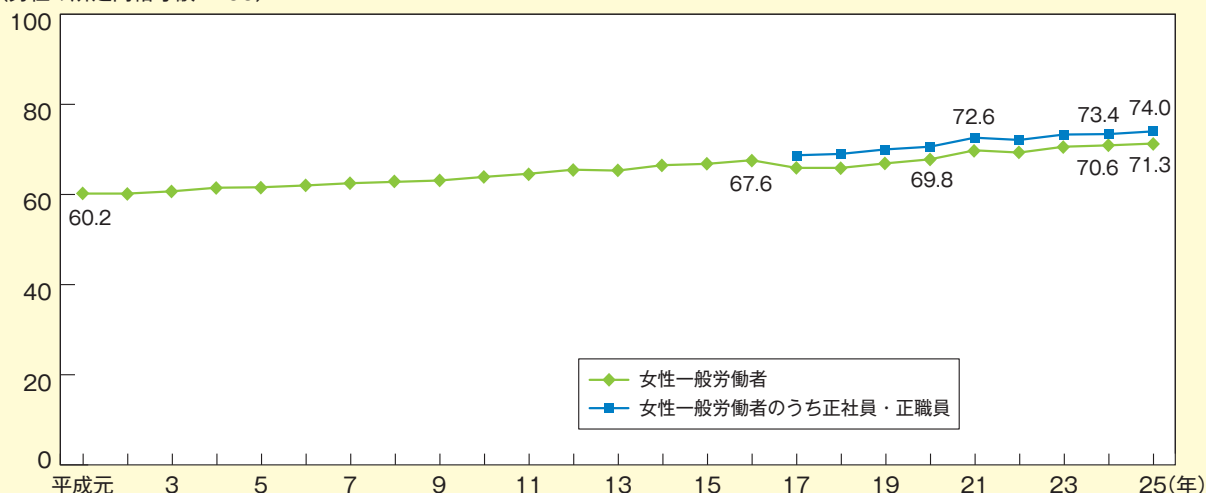
(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち, 雇用期間の定めがない者における役職者。

者の水準は更に低く、男性一般労働者と比較すると、女性の短時間労働者の給与水準は50.7となっている。女性の短時間労働者と男性一般労働者の所定内給与は長期的には縮小傾向にあり、25年について

も前年に比べ0.2ポイント格差が縮小しているが、低い水準にとどまっている。短時間労働者における男女差も長期的には縮小しているものの、引き続き4ポイント以上の差が見られる（I-2-12図）。

I-2-11図 男女間所定内給与格差の推移

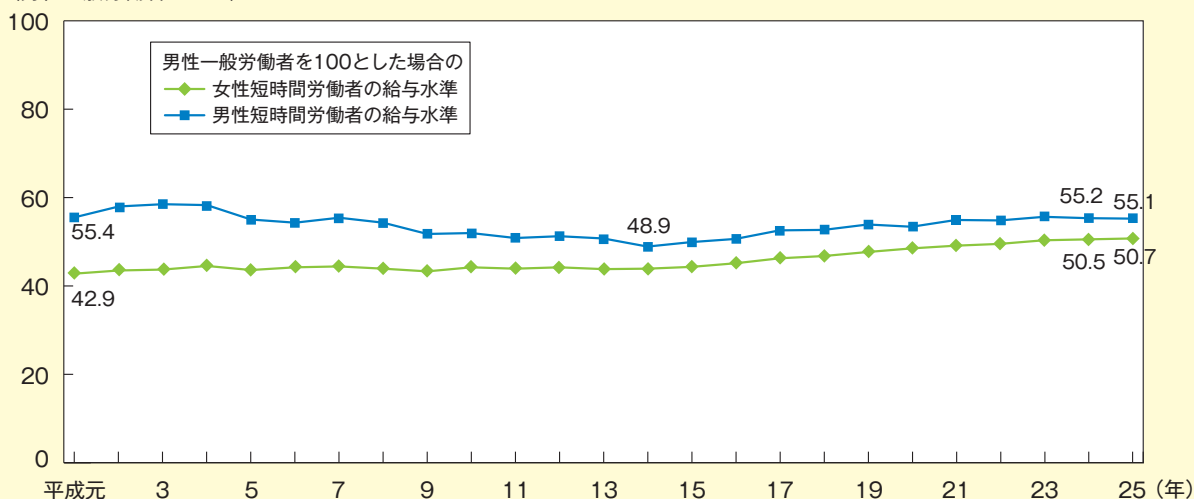
(男性の所定内給与額=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

I-2-12図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移

(男性一般労働者=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。
 5. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除して算出したものである。